

資料 1

水道料金・下水道使用料の減免制度について

1 沿革

- 昭和 4 0 年 公衆浴場の水道料金減免を開始。
- 昭和 4 4 年 生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯・社会福祉施設を対象に水道料金減免を開始。
- 昭和 5 2 年 下水道使用料の減免を開始。(対象は水道減免と同じ)
- 平成 5 年 「水道料金・下水道使用料減免事務取扱要領」施行。
独居高齢者の減免を開始。
- 平成 2 0 年 減免制度の見直しを実施。
障害者のみの世帯の減免を開始。

2 減免の根拠法令

「旭川市水道事業給水条例第 2 9 条」及び「旭川市下水道条例第 2 2 条」

3 減免の取扱規則・要領等

「水道料金・下水道使用料減免事務取扱要領」

4 減免基準

別紙「減免基準表」のとおり。

5 平成 2 6 年度の減免制度の状況

	水道料金			下水道使用料		
	減免世帯数(件)	減免負担金(円)	1世帯当たり減免負担金(円)	減免世帯数(件)	減免負担金(円)	1世帯当たり減免負担金(円)
生活保護	5,289	52,392,000	9,906	4,839	52,137,000	10,774
児童扶養手当	2,221	33,056,000	14,883	2,183	35,066,000	16,063
特別児童扶養手当	636	12,617,000	19,838	626	13,635,000	21,781
独居高齢者	6,930	35,039,000	5,056	6,859	37,916,000	5,528
障害者のみ	716	7,011,000	9,792	693	7,311,000	10,550
社会福祉施設	286	71,558,000	250,203	261	99,416,000	380,904
公衆浴場	17	25,849,000	1,520,529	18	50,249,000	2,791,611
合計	16,095	237,522,000	14,758	15,479	295,730,000	19,105